

## 所沢市水道部水道メーター購入仕様書

### 1. 適用範囲

この仕様書は、所沢市水道部（以下「当市」という。）が購入する水道メーター（以下「メーター」という。）に適用する。

### 2. 法令等の遵守

水道メーター納入者（以下「納入者」という。）は、計量法及び関係法規等を遵守すること。

### 3. 適用規格

この仕様書に適用する規格は、日本工業規格（JIS）、日本水道協会規格（JWWA）及び、その他関係諸規格とする。

### 4. 検定の時期

購入するメーターは、計量法による検定合格後 1 ヶ月以内のものとする。

### 5. 検定証印等

メーターは、計量法第 72 条第 1 項に規定する検定証印が付されたもの、または同法第 96 条第 1 項に規定する基準適合証印（指定製造業者の指定に関する省令第 8 条第 4 項の規定によるシールも可とする）が付されたものとする。

### 6. メーターの口径及び種類

口径（mm）	メーターの種類	種類	指針表示形態
13	接線流羽根車式単箱型	乾式直読式	アナログ・デジタル併用
20～40	接線流羽根車式複箱型		
50・75	たて型軸流羽根車式	乾式直読式又は 液封直読式	アナログ・デジタル併用 又は 液晶デジタル
100～200	よこ型軸流羽根車式		
50・75	たて型軸流羽根車式	遠隔指示式 (電子・パルス・電磁式)	
100～200	よこ型軸流羽根車式		

### 7. 材質

(1) メーター各部に使用する部品は、良質で無害な材質を用いるものとし、「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」（平成 14 年厚生労働省令第 138 号）の浸出基準に適合するものを使用する。鉛浸出基準は 0.01 mg/ である。

(2) 口径 13 mm から 40 mm までのメーターケースの材質は、鉛レス銅合金（鉛含有量 0.25 wt% 以下）とし、次によるものとする。

鉛レス銅合金は、耐食性、耐久性及び機械的性質において、JIS H5120 CAC406 と同様の性能を有すること。

メーターの材質記号は次表のとおりとし、メーターの見やすい位置に鋳出し又は刻印による表示とする。

鉛レス銅合金	部品材料表示	材質記号
JIS H5120 ビスマス青銅鋳物 1 種、2 種	CAC901、902	B
JIS H5120 ビスマスセレン青銅鋳物 1 種	CAC911	
JIS H5120 シルジン青銅鋳物 4 種	CAC804	E

以上に該当しない場合は別途当市と協議するものとする。

(3) 口径 50 mm から 200 mm までのメーターケース(補足管含む)の材質は、ダクタイル鋳鉄製とする

#### 8. メーター主要寸法

下表のとおりとする。

口径 (mm)		13	20	25	30	40
全長 (mm)		165	190	225	230	245
取付 ねじ部	外径 (mm)	26.44	33.24	41.91	47.8	59.61
	山数	14	11	11	11	11
口径 (mm)		50	75	100	150	200
全長 (mm)		560	630	750	1000	1160
ボルト穴数		4	4	4	6	8

#### 9. 器番の打刻

メーターの器番は、誤読又は難読のおそれがないよう上ケース上面及び蓋表面番号座に別途指定する番号を明確に打刻すること。

#### 10. 回転指標

- (1) メーターの目盛板には、回転指標を設けるものとする。
- (2) 電子式メーターの液晶デジタル表示部には、液晶表示点滅による流れ指標を設けるものとする。

#### 11. 塗装等

- (1) メーターケースの材質が鉛レス銅合金であるものは内外面を無塗装とし、適正な防錆処理を行うものとする。
- (2) 材質がダクタイル鋳鉄製のメーター、補足管及びヴィクトリックジョイントの鋳鉄部接水面及び外部にはエポキシ樹脂粉体塗装を施すものとする。
- (3) 塗料等は、衛生上有害なものを含まず、水に浸出しないものとする。

#### 12. 付属品

- (1) 口径 13 mm から 75 mm までについては、メーター接続のユニオンパッキン及びフランジパッキンを 1 台につき 2 枚納入する。口径 13 mm から 40 mm までのメーターにはパッキンを輪ゴム等で取付けて納入すること。
- (2) 口径 100 mm 以上のメーターについては、フランジパッキンを 1 台につき 3 枚納入する。
- (3) ユニオンパッキン及びフランジパッキンは、材質を合成ゴム (NBR) とし、JIS K6353 「水道用ゴム 類 硬度 (HS) 80」相当とする。
- (4) 口径 50 mm 以上のメーターについては、以下の 3 点を附属すること。  
補足管 (取替用は伸縮補足管でスライド式とする)  
ヴィクトリックジョイント  
フランジ取付用 SUS 製 (焼付防止処理品) ボルト・ナット: 必要本数
- (5) 口径 50 mm 以上の遠隔指示式メーターについては、以下の 2 点を附属すること。  
専用個別受信器: 表示部は機械表示式又は、液晶表示式とする。  
伝送コード: 15m 以上

### 13. 納品

#### (1) 納品場所

メーターは、当市指定場所に納品する。納品作業に必要な用具類は、納入者が用意する。

#### (2) メーター指示値

メーターの指示値は、次表のとおりとする。

口径 (mm)	13 ~ 25	30・40	50 ~ 100	150 ~ 200
指示値	2 m <sup>3</sup> 以内	3 m <sup>3</sup> 以内	20 m <sup>3</sup> 以内	200 m <sup>3</sup> 以内

#### (3) メーターの保護

メーターの両端部は、ねじの保護、塵埃その他の進入防止のため合成樹脂製のキャップ等を付けること。また、運搬及び納入時は、取扱い及び防護について十分留意し、メーターの外観及び機能を損なわないような処置を講ずる。

#### (4) プラスチック製 (PP) ケースでの納品

納入者は納入の際、当市指定の収納個数に従ってプラスチックケースを使用し納品する。

口径 (mm)	13	20	25	30	40
収納個数	15 個入	10 個入	8 個入	6 個入	6 個入

上記プラスチックケースには、製造業者名、口径、ケース番号、メーター番号 (最小から最大番号) を明記すること。

### 14. 検査

当市は、納品場所において、仕様書その他の関係書類に基づいて次の検査を行う。

#### (1) 数量の確認

#### (2) 外観検査

#### (3) 寸法検査

#### (4) 検定証印又は基準適合証印の確認

#### (5) その他

### 15. かし担保

検定有効期間の満了内にメーターの異常が疑われた場合、その原因を調査・報告するとともに、速やかに対策を施すこと。

### 16. その他

この仕様書に定めのない事項については、当市と納入者で協議の上決定する。